

一般社団法人千葉県農業協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条

この法人は、一般社団法人千葉県農業協会と称する。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、農業に従事する人材の育成、環境保全型農業の推進及び農業経営体の支援に関する事業を行い、地域の農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業に従事する人材の育成及び社会的地位の向上
- (2) 農業研修生の受入れ、就農・就労者確保支援及び千葉県内の農業研修者の海外派遣
- (3) 環境保全型農業の推進
- (4) 農業経営体の支援
- (5) 農業経営体の文化の向上
- (6) 労災保険の加入に関する業務及び労働保険事務組合事務処理規約に定めるところにより労働災害補償保険法第4章の規定による労働保険事務組合としての業務
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、千葉県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条

この法人は、この法人の目的に賛同して入会した次の個人又は団体をもって構成する。

- (1) 1号会員 定款第3条の目的に賛同して入会した千葉県内の農業経営者
- (2) 2号会員 定款第3条の目的に賛同して入会した消費者

- (3) 3号会員 定款第3条の目的に賛同して入会した指導機関・団体及び農業関係の会社
- (4) 4号会員 定款第3条の目的に関して学識経験を有する者として会長(第21条第2項の会長をいう。以下同じ。)が本人の同意を得て指名した者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条

この法人の会員になろうとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員(第4号会員を除く)は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会費等の不返還)

第8条

既納の会費及びその他の拠出金は、返還しない。

(任意退会)

第9条

会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条

会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉をき損し、又は法人の目的に反する行為をしたとき
- (2) この法人に対してなした犯罪により、刑罰を科せられたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 個人会員が死亡、又は団体会員が解散したとき。
- (2) 正当な理由なく第7条の支払義務を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条

総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条

総会は、定期総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

- 2 前項の定期総会をもって法人法上の定期社員総会とする。
- 3 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集したとき。
 - (2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条

総会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、総会の日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面及び電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた場合には、総会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条

総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでは、仮議長として会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条

総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条

総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条

やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により書面又は代理人によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人2人以上が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、会長と称する。

3 会長以外の理事のうち3名を副会長とし、1名を常務理事とする。副会長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又

は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実が有ると認められ、これを報告するため必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。

4 前号による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員の任期)

第25条

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員の再任は妨げることができない。
- 4 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでなおその権利義務を有する。

(解任)

第26条

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第27条

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(責任の一部免除)

第28条

この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条

この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条

理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第24条3項の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第32条

理事会は、この定款に別に定めるものほか、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催の日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条

理事会の議長は、互選により決定する。

(決議)

第34条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第37条

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(資産の管理)

第39条

この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議において別に定める方法により行う。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条

この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 部会、顧問及び事務局

(部 会)

第44条

この法人に部会を設置する。

- 2 部会は、理事会の決議において設置することができる。
- 3 部会ごとに部会長を置き、部会長は理事を兼任する。
- 4 部会活動は各部会内で立案し、理事会の決議に従う。

(顧 問)

第45条

この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の推薦した者につき、会長が委嘱することができる。
- 3 顧問は、重要な業務につき会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

(事務局)

第46条

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長等重要な使用人は理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 その他職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は山崎 巍とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

